

令和5年度川崎市児童福祉施設（社会的養護関係施設）指導監査 における重点事項

本年度の社会的養護関係施設の指導監査は、次の事項に重点を置いて実施するものとする。

1 適切な計画の策定と計画に基づく支援

- (1) 児童入所施設については、個人の尊厳の保持を旨とし、児童の自立支援の視点に立ち児童及び保護者の意向を踏まえているか。
- (2) 社会的養護関係施設については各運営指針を踏まえ、児童相談所など関係機関との連携を図りながら、適正な児童自立支援計画を策定し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立を行っているか。

2 利用者の権利擁護

- (1) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の教育・支援において実践しているか。
- (2) 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、施設内での研修や話し合いを行うことで、人権感覚を磨き、施設全体が権利擁護の姿勢を持っているか。
- (3) 意見表明及び苦情解決の仕組みが整備され、利用者への周知徹底に取り組んでいるか。また、苦情があった場合は子ども・大人に係わらず適切に対応し、対応経過を記録しているか。
- (4) 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもを尊重した養育、支援を行っているか。
- (5) 虐待及び性的問題の未然防止について、適切な対策が取られているか。問題事案の把握や対応経過について迅速かつ適切に記録が行われているか。
- (6) 個人情報を適正に管理しているか。また、職員に対し、U S B等の適正な取り扱いや業務上知りえた個人情報を漏らさないよう措置を講じているか。
- (7) 児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親による体罰禁止が明確化されたことを踏まえ児童の権利擁護の取組を積極的に進めているか。

3 児童の健康及び安全の確保

- (1) 児童の健康や安全の確保及び必要なマニュアルの作成等、事故防止に努めているか。
- (2) 投薬の管理を適切に行っているか。
- (3) 感染症及び食中毒に対する予防対策が徹底されているか。また、その発症又は発生後速やかに事態の収束に向けた適切な処置を行っているか。
- (4) 児童の成長のために食事摂取基準に基づき、正しい衛生管理のもと、必要な栄養バ

ランスの取れた食事が提供されているか。

4 安全及び衛生対策の徹底

- (1) 設備基準が遵守されているか。
- (2) 防火設備の配備、避難・消火訓練及び必要な防災計画の策定等の防災対策が取られているか。また、訓練の結果は適切に記録されているか。施設及び設備は安全かつ衛生的に維持管理されているか。
- (3) 安全計画を策定するとともに、職員に対する周知や研修・訓練の実施を行っているか。

5 職員の確保と待遇の充実

- (1) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。また、兼務することができない職員を兼務させていないか。
- (2) 職員の労働条件の改善等、職員の定着化に努めているか。
- (3) 職場におけるパワーハラスメント防止措置が適切に講じられているか。

6 諸規程の遵守

- (1) 就業規則及び給与規程等に基づき、職員の労務管理や給与支給を適正に行っているか。
- (2) 時間外及び休日労働をさせる場合は、協定を結び、適切に労働基準監督に届け出しているか。

7 会計処理の適正化

- (1) 契約を結ぶにあたり、契約締結の必要性を稟議書等により明確にし、請書、契約書等の関係書類を適正に作成し、保管しているか。また、入札を行わなければならない案件を随意契約としていないか。
- (2) 措置費等の弾力運用の範囲は各関係通知に基づき適正な範囲内で行われているか。

8 児童家庭支援センター指導委託業務の執行

- (1) 児童家庭支援センターは、児童相談所の委託する要保護児童又はその保護者等に対する支援及び指導の業務を、概ね最長6か月の期間で適切に執行しているか。
- (2) 児童家庭支援センターは、指導委託内容をふまえて支援計画書を作成し、受託指導実施報告書により指導内容を児童相談所に報告しているか。

9 地域小規模児童養護施設の適切な運営

- (1) 地域小規模児童養護施設は「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」（平成12年5月1日児発第489号）に基づき適切に運営がされているか。